

平成22年度

パートナーシップ活動助成

テーマ型特別募集！

神戸を“魅力あるまち”に！

みなさんのアイデアを
実現させましょう！

助成金上限額 100万円

募集期間：平成22年8月6日（金）～平成22年9月15日（水）

神戸市では、市民のみなさんとの「協働と参画のまちづくり」をすすめています。

この助成制度は、行政だけでは気づかない・解決できない地域課題を、市民のみなさんのアイデアを活かして、市民と行政が協働により、解決に取り組む活動を支援するものです。

協働とは？

市民のみなさんと行政が、
共に考え、
お互いの知恵や資源を出し合い、
相乗効果で、
よりよい成果を生み出せるよう、
協力して取り組むことです。

特徴は？

行政との協働のきっかけづくりに
市民提案型の活動助成です
マッチングファンド方式で
マンパワーを“資源”と考えます
活動の立ち上げのための支援です
活動や協働のコーディネーターがあります

(注) 申請にあたっては、必ず「平成22年度パートナーシップ活動助成特別募集のご案内」を入手し、申請内容等を確認してください。

テーマ（詳細は次ページの対象活動をご覧ください）

デザイン都市・神戸の推進につながるまちづくり活動

対象活動期間

平成22年11月1日（月）～平成24年3月31日（土）

対象団体

企画した活動を主体的に実施できる、神戸市内に活動拠点を置く公益活動に取り組む団体・実行組織。
（地域組織、NPO、ボランティアグループなど）

営利を追求することを主目的とする団体・実行組織、及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定められた暴力団または暴力団と密接な関係のある団体は対象外です。

団体の所在地が市外であっても、支部などの活動拠点が市内にあれば対象となります。

対象活動

デザインやアートなどの創造的な活動により、

- ・地域課題解決につながる取り組み
- ・地域の魅力を再認識し、向上させて地域の活性化を図る取り組み
- ・感性を育み、創造力豊かな人材を育てる取り組み

活動開始後 3 年以内の初動期における活動であること。

一過性のものは除きます。

平成 22、23 年度の 2 か年にわたって行われる活動で、神戸市内の活動に限ります。

<対象とならない活動>

対象活動期間外の活動

平成 19 年 1 月 1 日以前に開始した活動

学術研究や施策・計画の提案・提言を行うことを目的とした活動

神戸市または神戸市外郭団体による他の支援制度で実現できる活動

神戸市の基本計画または事業実施計画に反する活動

市民と市民または市民と市の相互理解と信頼が得られない活動

営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動、法令に違反する活動

◆ 助成金額及び助成総額

助成対象経費の合計額の範囲内で、マッチングファンド方式により算出された助成金限度額(最大 100 万円)を上限として助成。今回募集分の助成総額は 300 万円です。ただし、平成 22 年度中に申請額の 1 / 4 以上を執行し、平成 23 年度中には 3 / 4 以下の金額を執行すること。

(詳細は募集案内をご覧ください。)

◆ 対象経費

対象活動期間内に行われる活動に必要な費用のうち、下記の費用を助成対象とします。

活動に必要な資材・備品・消耗品等の作成・購入費用

パンフレット・チラシ等の印刷、発送等に要する費用

活動の記録に要する費用

会場使用料、機材等のレンタル費用

会場設営費用、活動保険料

講師やアドバイザーへの謝礼金

講師やボランティアスタッフの交通費

その他活動に必要な費用のうち、第三者に対して支払われる費用

<助成対象外経費>

下記の費用は助成対象とはなりません(収支予算書・収支決算報告書に記入できません)。

平成 22 年 1 月 31 日以前または平成 24 年 4 月 1 日以後の活動に要する費用

打ち上げやレセプション開催等の食事代など、飲食にかかる費用

領収書が無いなど、支出の根拠が確認できない費用

その他用途の不明な費用

<自己資金等充当経費>

下記の費用は助成金を充てることはできませんが、会費や参加費、寄付金、協賛金、自己拠出金などの自己資金等によりまかなわれる費用として、収支予算書の自己資金等充当経費欄()に記入し、助成金限度額計算に反映させることができます。

助成対象経費のうち、助成金限度額を上回る部分の費用

有償スタッフの人件費(交通費含む)

ボランティアスタッフへの飲み物代等で、1 回につき 1 人 150 円を超えないもの

間接経費(但し、助成金充当経費の 10%以内)

募集期間

平成22年8月6日(金)～9月15日(水)

提出書類

以下の書類を募集期間内に提出してください。

- パートナーシップ活動助成金交付申請書(様式第1号)
 - 活動企画書(様式第2号の1、様式第2号の2、様式第2号の3)
 - 活動計画書(様式第2号の4)
 - 収支予算書(様式第3号)
 - 予算執行計画書(任意様式)
 - 助成金限度額計算書(様式第4号)
 - 団体概要(様式第5号)
- こうべNPOデータマップに登録されている場合、団体詳細ページの印刷でも可能です。
(但し、最新の情報に更新されていること)
- 団体の規約及びその他企画・活動内容のわかる資料(様式任意)

申請書の様式は、協働と参画のプラットフォームのホームページからもダウンロードが可能です。

<http://kobe24.jp/>

◆ 申請書提出先

協働と参画のプラットフォーム(神戸市役所1号館24階)

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1

TEL: 078-321-3921

FAX: 078-322-6037

e-mail: community@office.city.kobe.lg.jp

郵送、FAX、電子メールでも提出可(9月15日午後5時必着)

審査の方法

申請書類による要件審査(1次審査)

申請団体及び申請された活動の企画内容が、神戸市パートナーシップ活動助成に関する要綱第3条及び第4条に定める要件に該当するかどうかについて、申請書類により審査します。

この審査で不採択となった団体には、理由を付して不採択の通知をします。

公開企画提案会(審査委員会)による審査(2次審査)

申請書類及び申請者による公開企画提案会での提案説明を受け、外部委員による審査委員会が「公益性」「計画性」「効果」「先駆性(モデル性)」「将来性」の5項目について総合的に審査します。

審査内容の詳細については、協働と参画のプラットフォーム ホームページをご覧ください。

<http://kobe24.jp/>

2次審査の件数が多数の場合の審査方法

1次審査を通過した件数が20件を超えた場合、原則として、公開企画提案会に先立ち、審査委員会による申請書類での事前審査を行い、公開企画提案会で提案説明を行なう件数を20件までとします。

神戸市は、審査委員会に対して、申請された活動の企画内容に関する意見を述べることができます。

